

動植物検疫措置の徹底について（農林水産省）

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（３年以下の懲役又は 300 万円以下（法人の場合は 5,000 万円以下）の罰金等）の対象になります。

詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

連絡先：

<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

農林水産省 動物検疫所／植物防疫所